

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

平成 28 年 4 月

島根県農林水産部漁港漁場整備課

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

目 次

第1章 総 則

1節 総則

| | | |
|------|-----------------------|---|
| 1-1 | 適 用 | 1 |
| 1-2 | 用語の定義 | 1 |
| 1-3 | 業務の着手 | 1 |
| 1-4 | 設計図書の点検 | 1 |
| 1-5 | 監督職員 | 1 |
| 1-6 | 管理技術者 | 1 |
| 1-7 | 照査技術者及び照査の実施 | 1 |
| 1-8 | 担当技術者 | 1 |
| 1-9 | 提出書類 | 1 |
| 1-10 | 業務の打合せ等 | 1 |
| 1-11 | 業務計画書 | 2 |
| 1-12 | 基準面 | 2 |
| 1-13 | 資料等の貸与及び返却 | 2 |
| 1-14 | 作業時間 | 2 |
| 1-15 | 関係官公庁への手続き等 | 2 |
| 1-16 | 地元関係者との交渉等 | 2 |
| 1-17 | 土地等への立入り | 2 |
| 1-18 | 成果物の提出 | 2 |
| 1-19 | 関係法令及び条例の遵守 | 2 |
| 1-20 | 検 査 | 3 |
| 1-21 | 修 補 | 3 |
| 1-22 | 損害 | 3 |
| 1-23 | 条件変更等 | 3 |
| 1-24 | 契約変更 | 3 |
| 1-25 | 履行期間の変更 | 4 |
| 1-26 | 一時中止 | 4 |
| 1-27 | 発注者の賠償責任 | 4 |
| 1-28 | 受注者の賠償責任 | 4 |
| 1-29 | 部分使用 | 4 |
| 1-30 | 再委託 | 4 |
| 1-31 | 成果物の使用 | 4 |
| 1-32 | 守秘義務 | 4 |
| 1-33 | 業務管理 | 4 |
| 1-34 | 安全管理 | 4 |
| 1-35 | 臨機の措置 | 5 |
| 1-36 | 履行報告 | 5 |
| 1-37 | 環境保全 | 5 |
| 1-38 | 委員会等の設置 | 5 |
| 1-39 | 工業所有権の取扱い | 6 |
| 1-40 | 電子計算機の使用 | 6 |
| 1-41 | 業務コスト調査 | 6 |
| 1-42 | 行政情報流出防止対策の強化 | 6 |
| 1-43 | 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 | 6 |

第2章 測量業務

| | |
|-------------------|----|
| 1 節 深淺測量 | 7 |
| 2 節 水路測量 | |
| 2-2-1 適用の範囲 | 7 |
| 2-2-2 測量準備 | 7 |
| 2-2-3 測量基準 | 7 |
| 2-2-4 簡易検潮等 | 7 |
| 2-2-5 水深測量 | 7 |
| 2-2-6 測量結果の整理及び解析 | 9 |
| 2-2-7 成果 | 10 |
| 2-2-8 照査 | 11 |
| 3 節 汀線測量 | 11 |
| 4 節 地形測量 | |
| 2-4-1 適用の範囲 | 11 |
| 2-4-2 測量準備 | 11 |
| 2-4-3 地形測量 | 11 |
| 2-4-4 成果 | 11 |
| 2-4-5 照査 | 11 |

第3章 環境調査

| | |
|----------|----|
| 1 節 流況調査 | 12 |
| 2 節 水質調査 | 12 |
| 3 節 底質調査 | 12 |
| 4 節 騒音調査 | 12 |
| 5 節 振動調査 | 12 |
| 6 節 悪臭調査 | 12 |

第4章 環境生物調査

| | |
|--------------|----|
| 1 節 プランクトン調査 | 13 |
| 2 節 卵・稚仔調査 | 13 |
| 3 節 底生生物調査 | 13 |
| 4 節 付着生物調査 | 13 |
| 5 節 藻場調査 | 13 |

| | |
|-----------------------|----|
| 6 節 魚介類調査 | 13 |
| | |
| 第 5 章 気象・海象調査 | |
| 1 節 気象調査 | 14 |
| 2 節 波浪調査 | 14 |
| 3 節 潮位調査 | 14 |
| | |
| 第 6 章 磁気探査 | |
| 1 節 磁気探査 | 15 |
| | |
| 第 7 章 潜水探査 | |
| 1 節 潜水探査 | 16 |
| | |
| 第 8 章 土質調査 | |
| 1 節 土質調査 | 17 |
| 2 節 音波探査 | 17 |
| | |
| 第 9 章 計画調査 | |
| 1 節 一般事項 | |
| 9-1-1 適用の範囲 | 18 |
| 9-1-2 計画準備 | 18 |
| 9-1-3 使用する基準及び図書 | 18 |
| 2 節 現況特性等の把握 | |
| 9-2-1 適用の範囲 | 18 |
| 9-2-2 漁港の現況 | 18 |
| 9-2-3 自然条件 | 18 |
| 9-2-4 社会・経済条件 | 19 |
| 9-2-5 漁業条件 | 19 |
| 9-2-6 産業（漁業以外） | 21 |
| 9-2-7 貨客流動 | 21 |
| 9-2-8 交通体系 | 21 |
| 9-2-9 地域開発計画 | 22 |
| 9-2-10 地域指定状況 | 22 |
| 9-2-11 陸域・水域の環境及び利用現況 | 22 |
| 9-2-12 権利関係 | 23 |
| 9-2-13 現況等把握結果の整理 | 23 |

| | |
|-------------------------|----|
| 3 節 基本方針の策定 | |
| 9-3-1 適用の範囲 | 23 |
| 9-3-2 調査対象漁港の位置付け | 23 |
| 9-3-3 整備目標と主要施策 | 23 |
| 4 節 漁港利用の将来推計 | |
| 9-4-1 適用の範囲 | 24 |
| 9-4-2 推計の目標年次等 | 24 |
| 9-4-3 取扱漁獲量 | 24 |
| 9-4-4 漁港利用船舶隻数 | 24 |
| 9-4-5 漁港利用者数 | 24 |
| 5 節 施設計画及び土地利用計画 | |
| 9-5-1 適用の範囲 | 24 |
| 9-5-2 外郭施設計画 | 24 |
| 9-5-3 水域施設計画 | 25 |
| 9-5-4 係留施設計画 | 25 |
| 9-5-5 輸送施設計画 | 25 |
| 9-5-6 フィッシャリーナ計画 | 25 |
| 9-5-7 漁港環境整備施設等計画 | 25 |
| 9-5-8 自然調和型漁港づくり推進施設計画 | 26 |
| 9-5-9 漁港交流広場整備施設計画 | 26 |
| 9-5-10 土地造成及び土地利用計画 | 26 |
| 6 節 計画関連検討事項 | |
| 9-6-1 適用の範囲 | 27 |
| 9-6-2 工程計画 | 27 |
| 9-6-3 整備主体等 | 27 |
| 9-6-4 概算事業費の算出 | 27 |
| 9-6-5 管理運営主体等 | 27 |
| 9-6-6 事業採算性 | 27 |
| 9-6-7 法線計画 | 27 |
| 9-6-8 開発効果 | 27 |
| 9-6-9 実現化への課題 | 27 |
| 7 節 照査及び成果 | |
| 9-7-1 適用の範囲 | 28 |
| 9-7-2 協議・報告 | 28 |
| 9-7-3 照査 | 28 |
| 9-7-4 成果 | 28 |

10 章 環境影響評価調査

| | |
|-------------------------|----|
| 1 節 一般事項 | |
| 10-1-1 適用の範囲 | 29 |
| 10-1-2 計画準備 | 29 |
| 10-1-3 使用する基準及び図書 | 29 |
| 2 節 自然条件、社会条件の把握 | |
| 10-2-1 適用の範囲 | 29 |
| 10-2-2 気象条件 | 29 |
| 10-2-3 水象条件 | 29 |

| | | |
|--------|--------|----|
| 10-2-4 | 社会条件 | 30 |
| 10-2-5 | 環境関連計画 | 30 |
| 10-2-6 | 地域指定状況 | 30 |

3節 環境に関する現況把握

| | | |
|--------|-------|----|
| 10-3-1 | 適用の範囲 | 30 |
| 10-3-2 | 大気質 | 30 |
| 10-3-3 | 潮流 | 30 |
| 10-3-4 | 水質 | 30 |
| 10-3-5 | 底質 | 31 |
| 10-3-6 | 騒音 | 31 |
| 10-3-7 | 振動 | 31 |
| 10-3-8 | 悪臭 | 31 |
| 10-3-9 | 自然環境 | 31 |

4節 環境保全目標の検討

| | | |
|--------|-------|----|
| 10-4-1 | 適用の範囲 | 32 |
| 10-4-2 | 目標の検討 | 32 |

5節 環境予測及び影響評価

| | | |
|---------|-------------------|----|
| 10-5-1 | 適用の範囲 | 32 |
| 10-5-2 | 大気質の予測及び影響評価 | 32 |
| 10-5-3 | 潮流の予測及び影響評価 | 32 |
| 10-5-4 | 水質の予測及び影響評価 | 32 |
| 10-5-5 | 底質の影響評価 | 32 |
| 10-5-6 | 騒音の予測及び影響評価 | 32 |
| 10-5-7 | 振動の予測及び影響評価 | 33 |
| 10-5-8 | 悪臭の影響評価 | 33 |
| 10-5-9 | 自然環境の予測及び影響評価 | 33 |
| 10-5-10 | 環境保全対策及び環境監視計画の検討 | 33 |
| 10-5-11 | 総合評価 | 33 |
| 10-5-12 | 環境影響評価書 | 33 |

6節 照査及び成果

| | | |
|--------|-------|----|
| 10-6-1 | 適用の範囲 | 33 |
| 10-6-2 | 協議・報告 | 33 |
| 10-6-3 | 照査 | 34 |
| 10-6-4 | 成果 | 34 |

11章 設計

| | | |
|----|------|----|
| 1節 | 基本設計 | 35 |
| 2節 | 細部設計 | 35 |
| 3節 | 実施設計 | 35 |

「調査業務写真管理基準」

「付属資料」

第1章 総則

第1節 総則

1-1 適用

1. 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は漁港及び漁港海岸に係る、土質調査、環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認し指示を受けなければならない。

1-2 用語の定義

用語の定義は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1102条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第102条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第102条」によるものとする。

1-3 業務の着手

業務の着手は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1104条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第104条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第104条」によるものとする。

1-4 設計図書の点検

設計図書の点検は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1105条によるものとする。

1-5 監督職員

監督職員は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1106条によるものとする。

1-6 管理技術者

管理技術者は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1107条によるものとする。

1-7 照査技術者及び照査の実施

照査技術者及び照査の実施は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1108条によるものとする。

1-8 担当技術者

担当技術者は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1109条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第110条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第110条」によるものとする。

1-9 提出書類

提出書類は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1110条によるものとする。

1-10 業務の打合せ等

業務の打合せ等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1111条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第112条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第112条」によるものとする。

1-11 業務計画書

業務計画書は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1112条によるものとする。

1. 受注者は、業務の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した業務計画書を監督職員に提出するものとし、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。
 - (1) 業務概要 (2) 実施方針
 - (3) 業務工程表 (4) 業務組織表
 - (5) 打合せ計画 (6) 主要機器・主要船舶・機械
 - (7) 施設（検潮所、試験室等）
 - (8) 安全管理 (9) 環境保全対策
 - (10) 成果物の内容、部数
 - (11) 使用する主な図書及び基準
 - (12) その他必要事項

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。

2. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督職員に提出しなければならない。
3. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1-12 基準面

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

1-13 資料等の貸与及び返却

資料等の貸与及び返却は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1113条によるものとする。

1-14 作業時間

1. 受注者は、当該業務に係る協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。
2. 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは休日に現場で業務を行う場合、事前に監督職員に通知するものとする。

1-15 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1114条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第115条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第115条」によるものとする。

1-16 地元関係者との交渉等

地元関係者との交渉等は、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第116条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第116条」によるものとする。

1-17 土地等への立入り

土地等への立入りは、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第117条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第117条」によるものとする。

1-18 成果物の提出

成果物の提出は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1117条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第118条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第118条」によるものとする。

1-19 関係法令及び条例の遵守

関係法令及び条例の遵守は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1118条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第119条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第119条」によるものとする。

1-20 検査

受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了しているものとする。

1. 発注者は、完了検査に先立ち、受注者に対して検査日を通知するものとする。
2. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 調査設計業務の成果物
 - (2) 調査設計業務の管理状況
3. 受注者は、検査職員から完了検査に必要な資料の提出を求められた場合、これに応じるものとする。
4. 完了検査に要する費用は受注者の負担とする。
5. 完了検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。
6. 契約書第 36 条に規定する「指定部分」が完了した場合は、契約書第 30 条の検査の規定を準用して指定部分検査を行うものとする。この場合、「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「検査」とあるのは「指定部分検査」とそれぞれ読み替えるものとする。

1-21 修補

修補は、島根県設計業務共通仕様書 第 1 編共通編第 1 章総則第 1120 条によるものとする。

1-22 損害

1. 受注者は、契約書第 26 条、第 27 条及び第 28 条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知しなければならない。
2. 契約書第 28 条に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用しなければならない。
 - (1) 波浪、高潮の場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合。
 - (2) 強風の場合
最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合
 - (3) 降雨の場合
次のいずれかに該当する場合とする。
 - ①24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
 - ②1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上
 - ③連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
 - (4) 河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、豪雪、竜巻の場合
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
3. 契約書第 28 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第 25 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責めによるものをいう。

1-23 条件変更等

条件変更等は、「島根県設計業務共通仕様書 第 1 編共通編第 1 章総則第 1121 条」、「島根県測量業務共通仕様書 第 1 編共通編第 1 章総則第 122 条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第 1 章総則第 122 条」によるものとする。

1-24 契約変更

契約変更は、「島根県設計業務共通仕様書 第 1 編共通編第 1 章総則第 1122 条」、「島根県測量業務共通仕様書 第 1 編共通編第 1 章総則第 123 条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第 1 章総則第 123 条」によるものとする。

1-25 履行期間の変更

履行期間の変更は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1123条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第124条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第124条」によるものとする。

1-26 一時中止

一時中止は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1124条によるものとする。

1-27 発注者の賠償責任

発注者の賠償責任は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1125条によるものとする。

1-28 受注者の賠償責任

受注者の賠償責任は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1126条によるものとする。

1-29 部分使用

部分使用は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1127条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第128条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第128条」によるものとする。

1-30 再委託

再委託は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1128条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第129条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第129条」によるものとする。

1-31 成果物の使用

成果物の使用等は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1129条によるものとする。

1-32 守秘義務

守秘義務は、島根県設計業務仕様書 第1編共通編第1章総則第1130条によるものとする。

1-33 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。
2. 受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互強調して業務を行うものとする。
3. 受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。
4. 受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、適切に潜水作業従事者を配置するものとする。
6. 受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

1-34 安全管理

1. 受注者は、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
2. 受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため次の事項を行うものとする。
 - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。
 - (2) 作業時に危険を予知した場合は、ただちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。
 - (3) 異常箇所点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。

3. 受注者は、事故及び災害が発生した場合、応急処置を講じるとともに、ただちに監督職員及び関係官公庁に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出するものとする。
4. 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等の特記仕様書の定めにより設けるものとする。
5. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする
 - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
6. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちに、その物体を取り除くものとする。
なお、ただちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
7. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
8. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
9. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等適切な措置を講じるものとする。
10. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険および動産総合保険を付保するものとする。

1-35 臨機の措置

臨機の措置は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1133条によるものとする。

1-36 履行報告

履行報告は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1134条によるものとする。

1-37 環境保全

1. 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。
2. 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、ただちに応急処置を講じ、監督職員に通知するものとする。
また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。
3. 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置をとるものとする。
4. 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。
また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

1-38 委員会等の設置

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。
また、受注者は、委員会、検討会等に監督職員を出席させるものとする。
2. 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。
3. 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、1-24 契約変更の規程によるものとする。

1-39 工業所有権の取扱い

1. 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得るものとする。
2. 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
3. この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で協議して決定するものとする。

1-40 電子計算機の使用

1. 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パーソナルコンピュータ程度の簡易計算機を用いる場合、または汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を監督職員に通知するものとする。
2. 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めのある場合、それに従うものとする。

1-41 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては下記の事項に協力しなければならない。

- ① 業務コスト調査にかかる調査票等の作成を行い、業務完了の日から90日以内に発注者に提出するものとする。
なお、調査票については別途指示するものとする。
- ② 提出された調査票等の内容を確認するため、監督職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

1-42 行政情報流出防止対策の強化

履行報告は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1136条によるものとする。

1-43 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1137条によるものとする。

第2章 測量

1 節 深淺測量

深淺測量は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節によるものとする。

2 節 水路測量

2-2-1 適用の範囲

本節は、海洋情報部と漁港管理者等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-2-2 測量準備

測量準備は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-2を適用する。

2-2-3 測量基準

1. 基準点測量は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-3を適用するものとする。
2. 基本水準面最低水面及び平均水面は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5.2を適用するものとする。

2-2-4 簡易検潮等

簡易潮位等は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-4を適用する。

2-2-5 水深測量

1. 検潮
検潮は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5.1を適用する。
2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
3. 海上測位は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5.3.(2)を適用する。
4. 測 深
(1)測深機器
受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機を含む。）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は、「表2-1 音響測深機の性能（水深100m以浅）」に示す性能以上のものとする。

表 2-1 音響測深機の性能（水深 100m以浅）

| 項 目 | 性 能 |
|---------------------------|---|
| シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む） | |
| 仮定音速度 | 1500m/s |
| 発振周波数 | 90～230 kHz (31m未満) 90～230 kHz (31m～100m) |
| 送受波器の指向角 | 半減半角 8° 以下 |
| 紙送り速度 | 斜測半減半角 3° 以下 |
| 最小目盛 | 0.2m以下 |
| マルチビーム（浅海用）音響測深機 | |
| 仮定音速度 | 1500m/s |
| 発振周波数 | 36～455 kHz |
| レンジ分解能 | 5cm 以下 |
| 測深ビーム方式 | クロスファンビーム |
| 測深ビーム幅 | 1.5 度以下×1.5 度以下 |
| インターフェロメトリ音響測深機 | |
| 発振周波数 | 100～500kHz |
| レンジ分解能 | 5cm 以下 |
| 仮定音速度 | 1500m/s |
| 受信素子数 | 4 個以上 |

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子が 4 個以上のものに限る。）で船体に個指定して使用するものをいう。

(2) 測深及び水深改正

測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 1 章測量業務第 1 節 1-1-5.3. (3). ②を適用するものとする。

(イ) 受注者は、直下測深値を採用するものとする。

ただし、斜測深の斜角度が 5° 以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。

(ロ) 受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合、送受波器の斜角度は 20° を超えないものとする。

(ハ) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

(ニ) 受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深するものとする。

(3) 作業条件は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 1 章測量業務第 1 節 1-1-5.3. (3). ③を適用するものとする。

(4) 音響測深の異常記録

受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を行うものとする。

(イ) 異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。

(ロ) 異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

(ハ) 海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

(ニ) 次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

① 比高が 0.5m 以下のもの。

② 局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

5. 測深線間隔及び未測深幅

1) 受注者は、水域の区分毎に「表 2-2 未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとるものとする。

表 2-2 未測深幅

| 水域の区分 | | 使用機器 | 未測深幅 | |
|-------|-------------|-----------------------------|-------------------|-----------|
| | | | 底質が砂又は泥質の場合 | 底質が岩盤質の場合 |
| 特級 | | 多素子音響測深機又はスワス音響測深機 | 0m | |
| 一a級 | | 単素子音響測深機 | 2m | 左記の 1/2 |
| | | 多素子音響測深機 (素子数が2つのものに限る。) | 3m | |
| | | その他の機器 | 6m | |
| 一b級 | 航路、泊地及びその付近 | 単素子音響測深機 | 8m | |
| | | 多素子音響測深機 (素子数が2つのものに限る。) | 12m | |
| | | その他の機器 | 25m | |
| | その他の水域 | 全ての機器 | 50m又は水深の3倍のうち大きい値 | |

「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成 21 年 3 月 31 日海上保安庁告示第 110 号)

①別表第一「水域区分 特級」の「水域 一号から四号」のいずれかに該当する水域。

②係留施設(岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場、シーバース)の前面及びその付近。

「その他の機器」は、多素子音響測深機(2素子以外)、スワス音響測深機又はレーザー測深機(一b級に限る。)

2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔とする。

3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、未測深幅を防舷材前面から 1m以内となるように測深するものとする。

4) 受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深を行うものとする。

5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表 2-2 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量するものとする。

2-2-6 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って監督職員の承諾を得るものとする。

1) 航跡図の整理

受注者は、10cm 間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図の作成するものとする。

(1) 海上測位点は、「・」又は「⊙」で示し、実線で結ぶものとする。

(2) 海上測位点の記入誤差は、0.5mm 以内とする。

- (3) 航跡図の縮尺は、測量原図と同一とする。
- 2) 水深測定資料の整理
- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認するものとする。
なお、浅所が確認された場合は、監督職員に通知するものとする。
- (2) 受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行い、読みとり間隔は、航跡図上 10mm ごととする。
- (3) 受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとるものとする。
- 3) 地形解析
受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行うものとする。
- 4) 測深図（原図）
- (1) 受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面及び測量海域の海図と同縮尺の図面の 2 通りを作成するものとする。
- (2) 受注者は、横メルカトル図法により作図するものとする。
- (3) 受注者は、用紙に伸縮性の少ないプラスチックシートを用い、用紙の大きさは 50cm×40cm 以上とし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入するものとする。

2-2-7 成 果

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
- (1) 報告書
- ・ 件名
 - ・ 測量箇所
 - ・ 測量期間
 - ・ 測量区域図
 - ・ 測量機器
 - ・ 測定方法
 - ・ 地形解析結果
 - ・ 測量結果と考察
- (2) 図 面
- ・ 測深図（原図）
 - ・ 測深図（海図と同縮尺）
 - ・ 側傍水深図
 - ・ 経緯度表地点表示図※1、※2
- (3) 資 料
- ・ 検潮所基準測定結果（基準標の設置、高さの改定をした場合）
 - ・ 基準面決定簿
 - ・ 測定図（航跡図、原点図※1、岸測図※2、測深図※3、水深原稿図、拡大水深原稿図）
 - ・ 測定帳簿（測角簿※3、測距簿※3、測深簿、測深誘導簿、検潮簿※4、原点計算簿※1、岸測簿※2）
 - ・ 測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又は G N S S 測位記録）
- ※1 基準点測量を実施した場合。
※2 岸線測量を実施した場合。
※3 G N S S を使用する場合は不要。
※4 検潮機を設置した場合。

2-2-8 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針及び調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 既存資料、計画資料等との整合性
 - (5) 成果物の適切性

3 節 汀線測量

汀線測量は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第2節によるものとする。

4 節 地形測量

2-4-1 適用の範囲

本節は、地形測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-4-2 測量準備

測量準備は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-2を適用する。

2-4-2 地形測量

TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規定による。

なお、国土交通省公共測量作業規定は、作業規定の準則(平成25年3月29日国土交通省告示第286号)を準用する。

2-4-3 成 果

成果は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第2節1-2-5を適用する。

2-4-4 照 査

照査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-7を適用する。

第3章 環境調査

1 節 流況調査

流況調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第1節によるものとする。

2 節 水質調査

水質調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第2節によるものとする。

3 節 底質調査

底質調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第3節によるものとする。

4 節 騒音調査

騒音調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第4節によるものとする。

5 節 振動調査

振動調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第5節によるものとする。

6 節 悪臭調査

悪臭調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第6節によるものとする。

第4章 環境生物調査

1節 プランクトン調査

プランクトン調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第1節によるものとする。

2節 卵・稚仔調査

卵・稚仔調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第2節によるものとする。

3節 底生生物調査

底生生物調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第3節によるものとする。

4節 付着生物調査

付着生物調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第4節によるものとする。

5節 藻場調査

藻場調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第5節によるものとする。

6節 魚介類調査

魚介類調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第6節によるものとする。

第5章 気象・海象調査

1節 気象調査

気象調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第4章気象・海象調査業務第1節によるものとする。

2節 波浪調査

波浪調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第4章気象・海象調査業務第2節によるものとする。

3節 潮位調査

潮位調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第4章気象・海象調査業務第3節によるものとする。

第 6 章 磁気探査

1 節 磁気探査

磁気探査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 5 章磁気探査業務第 1 節によるものとする。

第7章 潜水探査

1節 潜水探査

潜水探査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第6章潜水探査業務第1節によるものとする。

第8章 土質調査

1節 土質調査

土質調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第3編土質調査業務第1章土質調査業務第1節によるものとする。

2節 音波探査

音波探査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第3編土質調査業務第1章土質調査業務第2節によるものとする。

第9章 計画調査

1 節 一般事項

9-1-1 適用の範囲

本章は、漁港空間の基本的な計画策定に係る漁港施設計画調査、漁港施設用地計画調査、フィッシャリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、漁港利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-1-2 計画準備

受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案するものとする。

9-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計の手引き(社)全国漁港漁場協会」及び「漁港計画の手引(社)全国漁港漁場協会」に準拠し、計画調査業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1) 以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。

2 節 現況特性等の把握

9-2-1 適用の範囲

本節は、計画調査のために必要な漁港の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。

9-2-2 漁港の現況

- 1) 受注者は、対象漁港の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、対象漁港の沿革、漁港施設の整備状況、施設利用状況を整理するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象漁港及び範囲を調査するものとする。

9-2-3 自然条件

- 1) 受注者は、対象区域の自然条件に関する調査区分（地勢、地質、気象、海象）に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目を調査するものとする。
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表9-1 自然条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査するものとする。

表 9-1 自然条件に関する調査項目

| 区分 | 分類 | 調査項目 |
|----|-------|--------------------|
| 地勢 | 陸上地形 | 陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性 |
| | 海底地形 | 海底地形、深浅、地形変動 |
| | 河川 | 流速、流量、流出土砂量 |
| 地質 | 地盤の性状 | 地盤の種類、地層の厚さ |
| | 土質 | N値、粒度組成 |
| 気象 | 風 | 風向、風速 |
| | 天候 | 気温、降水量、降雪、濃霧、氷結、流水 |
| | 台風 | 通過頻度、コース、規模 |
| 海象 | 潮汐 | 潮位、高潮 |
| | 波浪 | 常時波浪、異常時波浪、津波 |
| | 流況 | 沿岸流、離岸流、向岸流 |
| | 漂砂 | 卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径 |
| | | |

9-2-4 社会・経済条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目（土地、人口、労働、生活及び生産、所得）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-2 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-2 社会・経済条件に係る調査項目

| 区分 | 分類 | 調査項目 |
|------|------|--|
| 社会条件 | 土地 | 土地利用 |
| | 人口 | 総人口、年齢構成、人口動態、世帯数 |
| | 労働 | 労働力人口、産業別就業者数 |
| | 生活 | 住宅、公共基盤施設（上下水道、し尿、ゴミ処理、都市公園）、教育・福祉・文化、物価総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数 |
| 経済条件 | 生産所得 | 県民所得、雇用者所得 |

9-2-5 漁業条件

- 1) 受注者は、対象区域の漁業条件に関する調査項目（漁業生産、流通加工、漁船、船舶）について既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-3 漁業条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち漁業条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-3 漁業条件に関する調査項目

| 区分 | 分類 | 調査項目 |
|--------|----------|--|
| 漁業生産 | 魚種及び漁業種類 | 魚種別陸揚量(属人, 属地, 年月別) 漁業種類別陸揚量(属人, 属地, 年月別) 盛漁期陸揚量(年月別) |
| | 漁場 | 漁業種類別, 季節別の漁場分布 漁場の魚種別漁獲量 魚種別漁獲量の経年変化 資源の動向 |
| | 規制等 | 期間, 量, 漁具, 船型, 隻数, 場所に関する各種規制 |
| | 就業者 | 就業者数(漁業種類別, 年齢別, 性別) 就業者の所得(漁家所得, 漁業所得, 兼業の比重) |
| | 資本 | 漁船漁具等の資本内容 |
| | 習慣 | 操業習慣 |
| | 経営体 | 漁業業同組合, 個人経営体, 会社, 生産組合等の組織の数, 内容, 人員 各経営体の経営状況 |
| 流通加工 | 搬入搬出量 | 魚種別 期間別 流通形態別(鮮魚, 活魚, 冷凍魚, 塩干品 ねり製品等) 搬入搬出先別 搬入搬出手段別 |
| | 搬入搬出手段 | 鉄道, 保冷車, 運搬船等の量, 時間, 経費 |
| | 流通加工関係者 | 仲買業者, 加工業者, 運輸業者の数, 規模, 資本 |
| | 荷捌方法 | 競売の方法, 回数 契約制(一船買等)の有無 小運搬の方法と運搬量 |
| | 流通加工施設 | 製氷施設, 冷蔵庫, 蓄養施設等の容量 加工形態, 加工場の処理能力 |
| | 消費 | 消費地別仕向量, 季節別消費量, 消費地までの所要時間 消費形態 |
| | 輸出入量 | 輸出入先別, 品目別, 期間(年月日)別, 輸出入形態別 |
| 漁船, 船舶 | 利用漁船 | 年間利用漁船, 1日当たり利用漁船(陸揚, 準備, 休けい, 避難, 揚船)、修理漁船 |
| | 利用船舶 | 一般船舶の種類別, 船型別の年間利用数 種類別, 船型別の1日当たり利用一般船舶数 種類別, 船型別の避難船舶数 利用者数 取扱貨物の種類及び数量 |
| | 船型 | 船長 船幅 吃水 重量 マスト高 乾舷高 |
| | 装備 | 漁具の種類, 数量 クレーンの能力, 数量 船倉の容量, 漁獲物の荷姿, 容器 油槽の容量, 油の種類・貯水槽の容量 貯氷庫の容量, 氷の種類 その他の装備の種類, 性能, 数量 |
| | 利用パターン | 漁業種類別, 船型別の陸揚・準備・休けい時間 漁業種類別, 船型別の操船距離, 時間 施設利用の順序と時間 係留の方法 操業日数, 操業パターン |
| | 性能 | 馬力数 船型別, 速度別回転半径 |

9-2-6 産業（漁業以外）

- (1) 受注者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目（1次産業、2次産業、3次産業）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表9-4 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表9-4 産業（漁業以外）に係る調査項目

| 区分 | 分類 | 調査項目 |
|----|-------------|---|
| 一次 | 農業 | 粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数 |
| | 林業 | 森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度 |
| 二次 | 工業 鉱業 | 工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、用地面積、従業者数、埋蔵鉱量、生産量 |
| 三次 | 商業 | 卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積 |
| | 観光 エネルギー | 観光入込客数、観光文化資源、観光ルート 電力立地状況 |

9-2-7 貨客流動

- (1) 受注者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表9-5 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表9-5 貨客流動に係る調査項目

| 区分 | 分類 | 調査項目 |
|----|-----------|-----------------------|
| 貨物 | 漁港貨物 | 漁港貨物量、陸上出入貨物量、漁港勢力圏貨物 |
| | 地域間流動貨物 | 地域間貨物量、輸送機関別貨物量 |
| 旅客 | 漁港旅客 | 漁港旅客数 |
| | 地域間・内流動旅客 | 地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数 |

9-2-8 交通体系

- (1) 受注者は、対象区域の交通体系に係る調査項目（船舶、道路、鉄道、空港）に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表9-6 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-6 交通体系に係る調査項目

| 区分 | 分類 | 調査項目 |
|----|--------------|-------------------------------------|
| 船舶 | 海上交通 | 海上交通ネットワーク、輸送量 |
| 道路 | 一般道路 幹線道路 | 地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通量混雑度、道路整備計画 |
| | 臨港道路 | 道路交通量、臨港幹線道路 |
| 鉄道 | | 鉄道ネットワーク、輸送量 |
| 空港 | | 空路網、輸接量、空港整備計画 |

9-2-9 地域開発計画

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、総合計画、交通計画及び個別計画（都市計画、道路計画、漁港計画、その他必要な計画）を地域開発計画として整理しなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を調査しなければならない。

9-2-10 地域指定状況

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な調査項目（自然公園、都市計画、港湾・漁港・海岸、その他）に関連する地域指定状況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-7 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち、対象漁港の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-7 地域指定状況に係る調査項目

| 分類 | 調査項目 |
|----------|--|
| 自然公園 | 国立・国定自然公園、県立自然公園 |
| 都市計画 | 用途地域、建ぺい率、容積率、景観条例 |
| 港湾・漁港・海岸 | 港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域 |
| その他 | 農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定 類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による規制 水質汚濁防止法による規制 |

9-2-11 陸域・水域の環境及び利用現況

- (1) 受注者は、対象区域における陸域・水域の利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-8 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象漁港の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-8 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

| 分類 | 調査項目 |
|----------|-------------------------------------|
| 陸域環境利用現況 | 漁港施設用地、漁港関連施設用地、緑地・水際線へのアクセス、 景観 |
| 水域環境利用現況 | 航路・泊地、レクリエーション水域、漁業水域、景観 |

9-2-12 権利関係

- (1) 受注者は、計画調査業務の実施に係る調査項目（土地、建物、水域）に関連する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-9 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表 9-9 権利関係に係る調査項目

| 分類 | 調査項目 |
|----|------------|
| 土地 | 所有者、借地権、地価 |
| 建物 | 所有権、借家権、価格 |
| 水域 | 漁業権 |

9-2-13 現況等把握結果の整理

受注者は、本節 9-2-2 から 9-2-12 までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

3 節 基本方針の策定

9-3-1 適用の範囲

本節は、漁港整備の基本方針を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-3-2 調査対象漁港の位置付け

- 1) 対象漁港への要請及び課題
受注者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき対象漁港に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握しなければならない。
- 2) 対象漁港の位置付け
受注者は、前項の結果に基づき対象漁港の機能を整理し、役割を検討しなければならない。

9-3-3 整備目標と主要施策

- 1) 整備目標と主要施策の目標年次
整備目標と主要施策の目標年次は、特記仕様書に定めるものとする。
- 2) 整備目標と主要施策
受注者は、対象漁港の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討しなければならない。
- 3) 空間利用の方針
受注者は、対象漁港に要請される機能を発揮するために原則として「表 9-10 ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。
 - (1) 背後圏の土地利用状況又は開発計画
 - (2) 各ゾーン間の配置関係
 - (3) 配置地点への適合度なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の配置案を作成するものとする。

表 9-10 ゾーン区分

| | | |
|------------------|--------|---------|
| 物流関連 | 人流関連 | 交流拠点 |
| 生産 | 危険物 | エネルギー関連 |
| 緑地レクリエーション（水域含む） | 漁港業務関連 | 都市機能 |
| | 廃棄物処理 | 停泊 |
| 避泊 | 留保 | 浄化機能 |
| 漁村再開発 | 通信機能 | |

4 節 漁港利用の将来推計

9-4-1 適用の範囲

本節は、漁港の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-4-2 推計の目標年次等

受注者は、特記仕様書に定める目標年次に基づき漁港利用の将来推計を行わなければならない。なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

9-4-3 取扱漁獲量

1) 背後圏及び将来フレームの設定

受注者は、取扱漁獲量の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、漁業情勢及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。

2) 取扱漁獲量の推計

(1) 受注者は、取扱漁獲物を水揚げ種別（属人、他からの搬入別）及び漁種別、水産加工の有無に分類して推計するものとする。

なお、推計漁獲物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。

また、特記仕様書に推計漁獲物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 受注者は、取扱漁獲量推計に際して特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者）ヒアリングを行わなければならない。

9-4-4 漁港利用船舶隻数

受注者は、目標年次における利用船舶を漁船及びその他の船舶に分類し、船種別隻数及びトン数を推計しなければならない。

9-4-5 漁港利用者数

受注者は、漁港施設利用者（船舶乗降旅客を含む。）、緑地利用者（一体として計画されている海浜、洋上レクリエーション施設利用者を含む。）、フィッシャリーナ利用者（一体として計画されている海浜、海洋性レクリエーション施設利用者を含む。）を対象として、目標年次における漁港利用者数を推計しなければならない。

5 節 施設計画及び土地利用計画

9-5-1 適用の範囲

本節は、2 節 現況特性等の把握、3 節 基本方針の策定及び4 節 漁港利用の将来推計における検討結果に基づき漁港の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-5-2 外郭施設計画

1) 受注者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。

- 2) 受注者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定しなければならない
- 3) 受注者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに漁港の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

9-5-3 水域施設計画

- 1) 受注者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

9-5-4 係留施設計画

- 1) 受注者は、係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱漁獲の種類、数量、陸揚げ方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

9-5-5 輸送施設計画

- 1) 受注者は、輸送施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう漁港及びその周辺における交通の状況、他の漁港施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、輸送施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各漁港の実態に即して輸送施設を計画しなければならない。

9-5-6 フィッシャリーナ計画

- 1) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項を検討のうえ、遊漁船等の隻数を推計し、フィッシャリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しなければならない。
 - (1) 漁業の振興
 - (2) 漁業と海洋性レクリエーションの共存
 - (3) 漁港漁村地域の活性化
- 3) 受注者は、次に示す事項を検討のうえ、計画フィッシャリーナの計画収容隻数を設定しなければならない。
 - (1) 対象漁港における遊漁船等の保有隻数の現況及び将来動向
 - (2) 対象漁港における遊漁船等の種別、船型別隻数の推計
 - (3) 周辺マリナー及びフィッシャリーナの保管見通し及び整備計画
資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- 4) 受注者は、フィッシャリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。
 - (1) フィッシャリーナの有すべき機能と施設構成
 - (2) 水面保管・陸上保管割合と主要施設規模
 - (3) 機能配置と動線計画
 - (4) 施設配置と全体計画
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

9-5-7 漁港環境整備施設等計画

- 1) 緑地等施設（海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等）

- ① 受注者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
 - ② 受注者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を決定しなければならない。
 - ③ 受注者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の規模を設定しなければならない。
 - ④ 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。
- 2) 廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉碎施設、廃油処理施設等）
- ① 受注者は、廃棄物の種類別（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土及び浚渫土砂、廃油、廃有害物質等、汚水及び廃物）発生量及び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しなければならない。
 - ② 受注者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。
 - ③ 受注者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計画を検討しなければならない。
なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土地利用計画を策定するものとする。
 - ④ 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、その定める対象範囲及び期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

9-5-8 自然調和型漁港づくり推進施設計画

- 1) 受注者は、自然調和型施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、漁港施設の整備を進めるにあたって、海水交流の促進、水質の保全及び周辺の自然環境等を配慮して、自然調和型施設の規模及び配置を決定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

9-5-9 漁港交流広場整備施設計画

- 1) 受注者は、漁港交流広場整備施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、外来者との交流が図れる広場を核とし、親水施設、水産物直販施設等に配慮した、漁港交流広場整備施設の規模及び配置を決定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

9-5-10 土地造成及び土地利用計画

- 1) 受注者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。
 - (1) 漁港施設用地
 - (2) 漁港利用調整施設用地
 - (3) 漁港関連用地
 - (4) 公用・公共用施設用地
 - (5) 漁村再開発施設用地
 - (6) 交通機能用地
 - (7) 危険物取扱施設機能用地
 - (8) 緑地用地
 - (9) 廃棄物処理施設用地
 - (10) 海面処分用地（海面処分・活用用地）
 - (11) 公共用地
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者等）アンケート調査又はヒアリング調査を行わなければならない。

6 節 計画関連検討事項

9-6-1 適用の範囲

本節は、前節までの計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、詳細な調査を行う場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。

9-6-2 工程計画

受注者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。

9-6-3 整備主体等

受注者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。

9-6-4 概算事業費の算出

- 1) 受注者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。
- 2) 受注者は、当該漁港における実績、類似漁港の事例、その他の事業例を参考に概算事業費を算出しなければならない。

9-6-5 管理運営主体等

受注者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならない。

9-6-6 事業採算性

- 1) 受注者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。
- 2) 受注者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

9-6-7 法線計画

- 1) 受注者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いなければならない。

9-6-8 開発効果

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定しなければならない。
- 2) 受注者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなければならない。
- 3) 受注者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、特記仕様書の定めによらなければならない。

なお、経済効果の推計項目及び手法が特記仕様書に定めのない場合は、監督職員と協議するものとする。

- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、既存資料以外のものを用いて推計しなければならない。
- 5) 受注者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果を特記仕様書の定める項目により抽出、整理しなければならない。

9-6-9 実現化への課題

受注者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言しなければならない。

- (1) 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題
- (2) 計画を具体化していくために取り組むべき事業化に向けての課題

(3) 開発を進めるために漁港以外の部門に要請すべき課題

7 節 照査及び成果

9-7-1 適用の範囲

本節は、2 節 現況特性等の把握から 6 節 計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告・照査及び成果物に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-7-2 協議・報告

協議・報告は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等共通仕様書第 2 編測量・調査等業務第 2 章環境調査第 4 節 2-4-7 を適用するものとする。

9-7-3 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査事項及び方法は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 使用する基準及び図書の適切性。
 - (2) 現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (3) 基本の方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性
 - (4) 漁港利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性
 - (5) 施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性
 - (6) 計画関連検討事項における各検討結果の適切性

9-7-4 成果

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

第10章 環境影響評価調査

1節 一般事項

10-1-1 適用の範囲

本章は、漁港及び漁港海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

10-1-2 計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに、「表8-1 調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案しなければならない。

また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表8-1 調査項目

| 項目 | 漁港計画 | 埋立事業 | 備考 |
|--------------|-------------|----------------------|--------------------------------|
| 自然条件、社会条件の把握 | — | ○ | |
| 環境に関する現況の把握 | ○ | ○ | |
| 環境保全目標の設定 | — | ○ | |
| 影響予測及び影響評価 | ○ 完成後の予測 | ○ 施工中及び 完成後の予測 | 埋立事業においては、環境保全対策、環境監視計画の検討を行う。 |

10-1-3 使用する基準及び図書

受注者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が特記仕様書に定めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。

2節 自然条件、社会条件の把握

10-2-1 適用の範囲

本節は、環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。

10-2-2 気象条件

- 1) 受注者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域及び期間を調査しなければならない。

10-2-3 水象条件

- 1) 受注者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査しなければならない。

3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

10-2-4 社会条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産業等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

10-2-5 環境関連計画

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理しなければならない。
- 2) 受注者は、環境関連計画について特記仕様書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理しなければならない。

10-2-6 地域指定状況

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域、環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乘せ基準・横出し基準等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。
- 2) 受注者は、地域指定状況について特記仕様書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理しなければならない。

3 節 環境に関する現況把握

10-3-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。

10-3-2 大気質

- 1) 受注者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わなければならない。

10-3-3 潮流

- 1) 受注者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行わなければならない。

10-3-4 水質

- 1) 受注者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、水質の状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

10-3-5 底質

- 1) 受注者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に定められる判定基準（以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。）項目並びに特記仕様書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の特記仕様書に定める項目に関する過去からの推移を整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。
- 6) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

10-3-6 騒音

- 1) 受注者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

10-3-7 振動

- 1) 受注者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日環境庁告示第90号）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

10-3-8 悪臭

- 1) 受注者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号）に定められる規制基準項目並びに特記仕様書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

10-3-9 自然環境

- 1) 受注者は、対象地区の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、地形・地質、植物、動物、景観及び野外レクリエーション地並びに特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把握しなければならない。

4 節 環境保全目標の検討

10-4-1 適用の範囲

本節は、環境保全目標の検討に関する一般的事項を取り扱うものとする。

10-4-2 目標の検討

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。
- 2) 受注者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。

5 節 環境予測及び影響評価

10-5-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に関する一般的事項を取り扱うものとする。

10-5-2 大気質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、**本章第 3 節 10-3-2 大気質 4)** に示す環境基準並びに**本章第 4 節 10-4-2 目標の検討 2)** の検討結果に照らして評価しなければならない。

10-5-3 潮流の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、**本章第 10 節 10-4-2 目標の検討 2)** の検討結果に照らして評価しなければならない。

10-5-4 水質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、**本章第 10 節 10-3-4 水質 4)** に示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめたとす。当該環境基準並びに**本章第 10 節 10-4-2 目標の検討 2)** の検討結果に照らして評価しなければならない。

なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」並びに**本章第 10 節 10-4-2 目標の検討 2)** の検討結果に照らして評価するものとする。

10-5-5 底質の影響評価

受注者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、**本章第 10 節 10-3-5 底質 4)** に示す判定基準並びに**本章第 10 節 10-4-2 目標の検討 2)** の検討結果に照らして評価しなければならない。

10-5-6 騒音の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測するものとする。

- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では**本章第10節10-3-6 騒音 3)**に示す環境基準に基づき地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめ、当該環境基準並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。
- 3) 受注者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

10-5-7 振動の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、**本章第10節10-3-7 振動 3)**に定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

10-5-8 悪臭の影響評価

受注者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

10-5-9 自然環境の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上、支障を生じないこと」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

10-5-10 環境保全対策及び環境監視計画の検討

- 1) 受注者は、**本節 環境予測及び影響評価**の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

10-5-11 総合評価

- 1) 受注者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。
- 2) 受注者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。

10-5-12 環境影響評価書

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。

6 節 照査及び成果

10-6-1 適用の範囲

本節は、環境影響評価調査の協議・報告、成果に係る照査及び成果物の作成に関する一般的事項を取り扱うものとする。

10-6-2 協議・報告

協議・報告は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等共通仕様書第2編測量・調査等業務第2章環境調査第4節2-4-7を適用するものとする。

10-6-3 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 使用する基準及び図書の適切性
 - (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性
 - (5) 環境予測における予測結果の適切度
 - (6) 影響評価における基準もしくは環境保全目標適用の適切性
 - (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性
 - (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性

10-6-4 成 果

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

第11章 設 計

1 節 基本設計

基本設計は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章設計業務第1節によるものとする。

2 節 細部設計

細部設計は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章設計業務第2節によるものとする。

3 節 実施設計

実施設計は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章設計業務第3節によるものとする。

余白